

玄海原子力発電所 1 号炉審査資料	
資料番号	本文四、五、添六-2 改2
提出年月日	令和元年 11 月 14 日

玄海原子力発電所 1 号炉

廃止措置対象施設、解体対象施設、
維持管理対象設備の
選定結果について

令和元年 11 月
九州電力株式会社

玄海原子力発電所 1号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象設備の選定結果について (1/4)

施設区分 (設置許可本文)	設置等の区分 (設置許可本文)	設置許可本文記載設備		廃止措置対象施設		解体対象施設		維持管理対象設備		備考
		内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	
1	原子炉施設の一一般構造	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	設置許可本文
2	炉心	炉心支持構造物	炉心支持構造物	炉心支持構造物	炉心支持構造物	炉心支持構造物	炉心支持構造物	炉心支持構造物	炉心支持構造物	設置許可本文
3	燃料体	燃料集合体	燃料集合体	燃料集合体	燃料集合体	燃料集合体	燃料集合体	燃料集合体	燃料集合体	設置許可本文
4	原子炉本体	原子炉容器	原子炉容器	原子炉容器	原子炉容器	原子炉容器	原子炉容器	原子炉容器	原子炉容器	設置許可本文
5	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	原子炉容器周囲のコンクリート壁	原子炉容器周囲のコンクリート壁	原子炉容器周囲のコンクリート壁	原子炉容器周囲のコンクリート壁	原子炉容器周囲のコンクリート壁	原子炉容器周囲のコンクリート壁	原子炉容器周囲のコンクリート壁	設置許可本文
6		原子炉格納容器周囲のコンクリート壁	原子炉格納容器周囲のコンクリート壁	原子炉格納容器周囲のコンクリート壁	原子炉格納容器周囲のコンクリート壁	原子炉格納容器周囲のコンクリート壁	原子炉格納容器周囲のコンクリート壁	原子炉格納容器周囲のコンクリート壁	原子炉格納容器周囲のコンクリート壁	設置許可本文
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備 (燃料取扱設備)	核燃料物質取扱設備 (燃料取扱設備)	核燃料物質取扱設備 (燃料取扱設備)	核燃料物質取扱設備 (燃料取扱設備)	核燃料物質取扱設備 (燃料取扱設備)	核燃料物質取扱設備 (燃料取扱設備)	核燃料物質取扱設備 (燃料取扱設備)	核燃料物質取扱設備 (燃料取扱設備)	設置許可本文
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40										

設置許可本文記載の設備ではないが、廃止措置計画審査基準の専攻事項に基づき維持管理対象設備として追加する設備

※1：廃止措置計画審査基準「新燃料及び使用済燃料を核燃料物質取扱設備で保管する期間にあつては、設置の性能を満足すること。」に基づき追加

※2：廃止措置計画審査基準「その他の安全確保上必要な設備（照明設備、補機冷却設備等）については、適切な性能が確保されるよう維持管理すること。」に基づき追加

※3：廃止措置計画審査基準「核燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理に伴い必要な場合、放射線業務体系の稼働は低レベル化のため空気の浄化が必要な場合並に併用設備に伴い放射線物じんが放出の防止及び他区域への移行の防止のために必要な場合は、換気設備を適切に維持管理すること。」に基づき追加

※4：廃止措置計画審査基準「放射線障害防止の観点から、火災の防護設備については適切に維持管理すること。」に基づき追加

玄海原子力発電所 1号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象設備の選定結果について (2/4)

施設区分 (設置許可本文)	設置等の区分 (設置許可本文)	廃止措置対象施設		解体対象施設		判定	設備引用元	備考	
		内訳	内訳	内訳	内訳				
計測制御系統施設	計装	設置許可本文記載設備	核計装	核計装	核計装	1	○	×	—
		その他の主要な計装	—	—	—	1	○	×	—
		原子炉停止回路	原子炉停止回路	原子炉停止回路	原子炉停止回路	1	○	×	—
		その他の主要な安全保護回路	その他の主要な安全保護回路	その他の主要な安全保護回路	その他の主要な安全保護回路	1	○	×	—
		制御設備	制御材	制御材	制御材	1	○	×	—
		制御材駆動設備	制御材駆動設備	制御材駆動設備	制御材駆動設備	1	○	×	—
		その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備	1次冷却材温度制御設備	1次冷却材温度制御設備	1	○	×	—
			加圧器制御設備	加圧器制御設備	加圧器制御設備	1	○	×	—
			ガス圧縮装置	ガス圧縮装置	ガス圧縮装置	1, 2	○	×	—
			ガス減衰タンク	ガス減衰タンク	ガス減衰タンク	1, 2	○	×	—
液体廃棄物の廃棄設備	—	原子炉補助循環排気筒	原子炉補助循環排気筒	原子炉補助循環排気筒	原子炉補助循環排気筒	1	○	○	設置許可本文
		ほう酸回収系	ほう酸回収系	ほう酸回収系	ほう酸回収系	1	○	○	—
		廃液処理系	廃液処理系	廃液処理系	廃液処理系	1	○	○	—
			—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—
放射性廃棄物の 廃棄施設	—	洗浄排水処理系	洗浄排水処理系	洗浄排水処理系	1, 2, 3, 4	×	—	—	
		アスファルト固化装置	アスファルト固化装置	アスファルト固化装置	1, 2	○	△	—	
		セメント固化装置	セメント固化装置	セメント固化装置	1, 2, 3, 4	×	—	—	
		ペイラ	ペイラ	ペイラ	1, 2	○	△	—	
		—	—	—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	—	—	
固体廃棄物の廃棄設備	—	燃焼式複合体廃棄物減容処理設備	燃焼式複合体廃棄物減容処理設備	燃焼式複合体廃棄物減容処理設備	1, 2, 3, 4	×	—	—	
		使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2	○	△	—	
		—	—	—	—	—	—	—	
		使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2, 3, 4	×	—	—	
		—	—	—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	—	—	

設置許可本文記載の設備ではないが、廃止措置計画審査基準の要請事項に基づき維持管理対象設備として追加する設備
 ※1：廃止措置計画審査基準「新燃焼炉後燃焼炉廃棄物貯蔵設備」等については、所要の性能を満足するよう当該燃焼炉貯蔵設備及び後燃焼炉貯蔵設備を維持管理すること。にに基づき追加
 ※2：廃止措置計画審査基準「その他の安全確保上必要な設備(照明設備、補給冷却設備)」については、適切な機能確保されるよう維持管理すること。にに基づき追加
 ※3：廃止措置計画審査基準「核燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理に伴い必要な場合、放射線業務従事者の被ばく低減のための空気浄化が必要な場合並びに放射性物に伴い放射性物じんが放出の防止及び他区域への移行の防止のために必要な場合は、換気設備を適切に維持管理すること。」に基づき追加
 ※4：廃止措置計画審査基準「放射線防護防止の観点から、火災の防護設備については適切に維持管理すること。」に基づき追加

東海原子力発電所1号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象施設の選定結果について (3/4)

施設区分 (設置許可本文)	設置等の区分 (設置許可本文)	設置許可本文記載設備	廃止措置対象施設	解体対象施設		維持管理対象設備		備考
				内 訳	内 訳	使 用 部 門 判 定	判 定	
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備
放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備					設置許可本文
放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備					設置許可本文
放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備					設置許可本文
放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備					設置許可本文
放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備					設置許可本文
放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備					設置許可本文
放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備					設置許可本文
放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備					設置許可本文
放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備					設置許可本文
放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備					設置許可本文
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文
				放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設置許可本文

設置許可本文記載の設備ではないが、廃止措置計画審査基準の要求事項に基づき維持管理対象設備として追加する設備
 ※1：廃止措置計画審査基準「新燃料及び使用済燃料核燃料物質貯蔵設備」の保管には、所定の性能を満足するよう当該核燃料物質貯蔵設備及び核燃料物質貯蔵設備を維持管理すること。』に基づき追加
 ※2：廃止措置計画審査基準「その他の安全確保上必要設備(燃料冷却設備)」については、適切な機能が発揮されるよう維持管理すること。』に基づき追加
 ※3：廃止措置計画審査基準「核燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理に伴い必要な場合、放射線業務従事者の被ばく低減のために空気の浄化が必要な場合並びに解体作業に伴い放射性じんが発生する可能性がある区域で原子炉施設外への放出の防止及び他区域への移行のために必要の場合には、換気設備を適切に維持管理すること。』に基づき追加
 ※4：廃止措置計画審査基準「放射線防護設備」については適切に維持管理すること。』に基づき追加

玄海原子力発電所 1号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象設備の選定結果について (4/4)

施設区分 (設置許可本文)	施設等の区分 (設置許可本文)	廃止措置対象施設		解体対象施設		維持管理対象設備		備考						
		内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	判定	判定							
		設置許可本文記載設備	設置許可本文記載設備	解体対象施設 ○：解体対象施設 ×：解体対象施設から除く施設	解体対象施設 ○：施設維持すべき設備 ×：2号炉に維持管理する設備 △：3号炉に維持管理する設備 ○：3号炉に維持管理する設備	維持管理対象設備 ○：施設維持すべき設備 ×：2号炉に維持管理する設備 △：3号炉に維持管理する設備 ○：3号炉に維持管理する設備	添付書類六に記載の設備	設備引用元						
121	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	設置許可本文						
122			原子炉格納容器空気循環設備	原子炉格納容器空気循環設備	原子炉格納容器空気循環設備	原子炉格納容器空気循環設備	—	—						
123		その他の主要な事項	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	—	格納容器給気ファン	設置許可本文					
124								格納容器給気ユニット	設置許可添付八					
125								格納容器排気ファン	設置許可本文					
126								格納容器排気ユニット	設置許可本文					
127								原子炉格納容器排気筒	設置許可添付八					
128								—	—					
129		—	—											
130		その他原子炉の 付属施設	非常電源設備	受電系統 ディーゼル発電機 蓄電池	受電系統 ディーゼル発電機 蓄電池	受電系統 ディーゼル発電機 蓄電池	受電系統 ディーゼル発電機 蓄電池	受電系統	設置許可本文					
131								—	—					
132								—	—					
133	—							—						
134	原子炉補機冷却水設備							—	—	海水ポンプ	設置許可添付八 ※2			
135	—							—	—	—	—			
136	原子炉補機冷却水設備							—	—	原子炉補機冷却熱交換器	設置許可添付八 ※2			
137	—							—	—	原子炉補機冷却水ポンプ	設置許可添付八 ※2			
138	—							—	—	原子炉補機冷却サージタンク	設置許可添付八 ※2			
139	—							—	—	補機室給気ファン	設置許可添付八 ※3			
140	—	—	—	補機室給気ユニット	設置許可添付八 ※3									
141	原子炉補助建屋換気設備	—	—	—	—	—	安全補機室排気ファン	設置許可添付八						
142							安全補機室排気ユニット	設置許可添付八						
143							補助建屋排気ファン	設置許可添付八						
144							補助建屋排気ユニット	設置許可本文 ※3						
145							原子炉補助建屋排気筒	設置許可本文 ※3						
146							—	—	—	—	—			
147	その他主要施設	建物及び構築物	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	中央制御室換気設備	設置許可添付八						
148							放射線管理室給気ファン	設置許可添付八 ※3						
149							放射線管理室給気ユニット	設置許可添付八 ※3						
150							放射線管理室排気ファン	設置許可添付八 ※3						
151							放射線管理室排気ユニット	設置許可添付八 ※3						
152							—	—	—	—	—			
153							—	—	—	—	—			
154							—	—	—	—	—			
155							消火設備	—	—	—	—	—	消火設備	設置許可添付八 ※4
156													—	—
157	—	—	—	—	—	—	非常用照明	設置許可添付八 ※2						

設置許可本文記載の設備ではないが、廃止措置計画審査基準の要求事項に基づき維持管理対象設備として追加する設備

※1：廃止措置計画審査基準「新燃料及び使用済燃料を後継燃料貯蔵設備及び後継燃料貯蔵設備で保管するよう当該性能を満足するよう当該性能を確保すること。」に基づき追加
 ※2：廃止措置計画審査基準「その他の安全確保上必要な設備(照明設備、補機冷却設備等)については、適切な機能確保されるよう維持管理すること。」に基づき追加
 ※3：廃止措置計画審査基準「後継燃料貯蔵設備の処理に伴い必要な場合、放射線業務従事者の被ばく低減化のため空気の浄化が必要な場合並びに解体撤去に伴い放射性粉じんが飛散する可能性がある区域で原子炉施設外への放出の防止及び他区域への移行の防止のために必要な場合は、換気設備を適切に維持管理すること。」に基づき追加

※4：廃止措置計画審査基準「放射線障害防止の観点から、火災の防護設備については適切に維持管理すること。」に基づき追加